

○厚生労働省訓第 2 1 号

(部内一般)

厚生労働省庁舎の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 4 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

厚生労働省庁舎の管理に関する規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。